

独立行政法人農畜産業振興機構の
令和 3 年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和 3 年度（第 4 期）	
	中期目標期間	平成 30～令和 4 年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	農林水産大臣			
	法人所管部局	畜産局	担当課、責任者	総務課長 天野 正治
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 坂本 延久

3. 評価の実施に関する事項	
農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成 27 年 4 月 27 日付け 27 評第 104 号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である畜産局が法人の業務の実績評価（以下「評価」という。）を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。 なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。	

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評定																																
評定 (S、A、B、C、D)	B：令和3年度の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況																														
		30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度																										
		B	B	B	B																											
評定に至った理由	評価を行った結果、小項目では11項目がa評価、82項目がb評価となり、中項目では2項目がA評価、21項目がB評価となり、大項目の評価は6項目がB評価となった。また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づきB評価とした。 (項目別評定の分布) 小項目では、108 項目中 11 項目が a 評価、82 項目が b 評価、評価対象外が 15 項目 中項目では、 31 項目中 2 項目が A 評価、21 項目が B 評価、評価対象外が 8 項目 大項目では、 8 項目中 6 項目が B 評価、評価対象外が 2 項目 <table><tr><th colspan="2">評 価 項 目 (大 項 目)</th><th>評価</th></tr><tr><td>第 1</td><td>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第 2</td><td>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第 3</td><td>予算、収支計画及び資金計画</td><td>B</td></tr><tr><td>第 4</td><td>短期借入金の限度額</td><td>B</td></tr><tr><td>第 5</td><td>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td><td>B</td></tr><tr><td>第 6</td><td>第 5 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</td><td>—</td></tr><tr><td>第 7</td><td>剰余金の使途</td><td>—</td></tr><tr><td>第 8</td><td>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</td><td>B</td></tr></table>					評 価 項 目 (大 項 目)		評価	第 1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第 2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第 3	予算、収支計画及び資金計画	B	第 4	短期借入金の限度額	B	第 5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	第 6	第 5 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	第 7	剰余金の使途	—	第 8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B
評 価 項 目 (大 項 目)		評価																														
第 1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B																														
第 2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B																														
第 3	予算、収支計画及び資金計画	B																														
第 4	短期借入金の限度額	B																														
第 5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B																														
第 6	第 5 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—																														
第 7	剰余金の使途	—																														
第 8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B																														

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	国民に対して提供するサービスの項目については、セグメント毎の経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、畜産関係業務では、需給調整・価格安定対策、飼料穀物価格の高騰対策、飼料作物が暑熱等により不足したことに伴う自給飼料を酪農経営体等に支援する取組など、国の要請を踏まえた緊急対策についても、迅速かつ的確に実施している。野菜関係業務に関しては、暖冬等の影響によって主要野菜の価格低迷が長期化する中、大幅に見直しを行った需給調整・価格安定対策についても、当省・団体等と連携して的確に実施した。また、砂糖・でん粉関係業務では、新型コロナウイルスの感染拡大や首都直下地震等、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Web システムの改修や業務マニュアルの作成により危機管理の向上を図った。情報収集提供業務に関しては、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼について、YouTube 等の動画ツールを活用し、実施回数、参加者数を大幅に増加させ、食肉代替食品や国際果実野菜年等タイムリーなテーマを取り上げ、高評価を得られたこと等は評価できる。 業務運営の効率化の項目については、ICT の活用による業務の効率化において、各業務システムのオンライン化を計画的に推進するとともに令和4年度中に eMAFF を活用した業務手続きのオンライン化を進めるためオンライン化の方針を策定した。 業務経費（附帯事務費）や一般管理費を計画どおり削減している。また、調達等合理化計画に基づく契約の適正化、内部統制に係る平成 27 年度からの新たな取組についても、計画どおりに実施している。この他、砂糖勘定の繰越欠損金に関する借入コストの抑制、不要財産の国庫納付等についても、計画通りに実施しており、総じて順調な組織運営を行っていると評価する。

全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。
-------------------------	------------------------

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した 課題、改善事項	
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

<

||
||
||

